

随 意 契 約 理 由 書

（工事名） 検定満期量水器取替工事その 1 （単価契約）

本件は、計量法施行令第 18 条の規定に基づき四條畷水道センター管内の検定満期量水器取替工事であり、住宅や店舗など水道使用者の敷地内に立ち入り、量水器の取替及び排泥作業を行うものである。

ついては、量水器の取替後に漏水等が発生した場合に速やかに修繕に赴くなど、あらゆる事態に対応できる体制が必要である。また、量水器の取替予定件数が多く管内全体に点在し、指定期間内に取替を実施するためには、単独の事業者では困難であり、管内の地理等を熟知し、かつ、技術的経験もしくは同工事の施工実績を有していることが必要不可欠である。

以上の理由により、管内に事業所を置いている複数の業者で構成されている四條畷市プラマー事業協同組合が唯一その要件を満たしており、確実な工事の達成を見込むことができる事業者である。

よって、地方公営企業法施行令第 21 条の 13 第 1 項第 2 号の規定により四條畷市プラマー事業協同組合と随意契約を行うものである。

比較見積りの省略理由

大阪広域水道企業団契約規程第 13 条及び同運用 7 第 13 条関係第 1 項第 1 号の規定により比較見積りを省略する。

随意契約理由書

(件 名) 砂四丁目地内漏水に伴う緊急道路等復旧工事

令和6年5月15日(水)6時00分頃に発生した水道管漏水事故の影響で市道のり面が崩落し、隣接する民地に土砂が流出堆積した。このため、崩落跡仮道路の本復旧及び隣接地の土砂撤去、現況復旧を早急に実施する必要がある。

このため、地方公営企業法施行令第21条の13第1項第5号の規程により、随意契約とする。

比較見積り省略理由書

本工事については、緊急で着手可能な一般土木業者を確認した結果、最短で着手可能と回答があった(株)川村工務店に緊急修繕を依頼することとする。

よって以上の理由から、大阪広域水道企業団契約規程運用第13条関係第1項第7号に該当するため、比較見積りを省略する。

随意契約理由書

【件名】 中野管理本館ほか 遠方監視制御装置部品取替工事

本件は、経年劣化している中野管理本館ほか4機場の遠方監視制御装置の電源モジュールもしくはAC100V電源ユニットの取替を行うものである。本件の対象である機器は、製造者独自の基準により設計・製造されたものであり、当該機器等の修繕や交換を行うに当たっては、製造者のみが熟知する特殊専門技術や知識が必要である。このことから、本取替工事が可能な者は、それらの設備を設計・製造・設置したメタウォーター(株)1社のみである。

よって、地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号により随意契約をするものである。

比較見積りの省略理由

上記随意契約理由より、大阪広域水道企業団契約規程第13条(同運用7 第13条関係第1項第1号)により、比較見積りを省略する。